

主な改正の概要（平成 27 年 3 月 1 日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 29.14 項	SEPRANOLONE(INN LIST 107)の分類	“Sepranolone”は、真のホルモン活性を有しないものと認められることから、その化学構造に基づき第 2914.40 号に分類決定されたことに伴う改正。
第 2941.30 号	エラバサイクリン(INN LIST 108)の分類	エラバサイクリン(“eravacycline”)、第 2941.30 号に分類決定されたことに伴う改正。

分類例規第一部(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 0303.90 号	からふとししゃもの卵	そのまま食用に供されない冷凍のからふとししゃもの卵につき、冷凍の魚の卵として第 0303.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 0305.20 号	だんご魚の卵	そのまま食用に供されない塩水漬けしただんご魚の卵につき、塩水漬けした魚の卵として第 0305.20 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 2009.90 号	しょうが入りの混合ジュース	野菜、果実及びしょうがからなるジュースにつき、混合ジュースとして第 2009.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 3923.10 号	プラスチック製の容器	食品の陳列、包装及び運搬に使用される容器につき、プラスチック製の運搬・包装用の箱として第 3923.10 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6106.20 号	袖及び襟無しの衣類(メリヤス編み)	袖無しでネックラインに開きがある衣類につき、女子用のブラウスとして第 6106.20 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6109.90 号	袖及び襟無しの衣類(メリヤス編み)	メリヤス編みのキャミソールにつき、肌着として第 6109.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6110.20 号	ベスト(メリヤス編み)	薄い詰め物入りの綿製のベストにつき、綿製のベストとして第 6110.20 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6110.30 号	女子用の半袖の衣類(メリヤス編み)	ロールネックで開襟でない女子用の半袖の衣類につき、第 6110.30 号に分類(通則 1 及び 6)
第 6114.30 号	女子用の半袖の衣類(メリヤス編み)	開襟ではなく胸部より下にフリルの飾りを有する女子用の半袖の衣類につき、第 6114.30 号に分類(通則 1 及び 6)
第 6202.13 号	長袖の衣類	ポリエステル織物製のトレンチコート様の女子用衣類につき、第 6202.13 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6202.93 号	アノラック様の衣類	正面をベルト等により左を右の上にして留めるアノラック様の女子用衣類につき、第 6202.93 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 7115.90 号	中空のマイクロスフィア	ガラス製マイクロスフィアの表面に銀コーティング(銀の含有量 20%以上)を施したものにつき、その他の貴金属製品として第 7115.90 号に分類(通則 1 及び 6)。

主な改正の概要（平成 27 年 3 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 8431.49 号	ラジエーター	エキスカベーター用のラジエーターにつき、エキスカベーターの部分品として第 8431.49 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8433.90 号	コンバイン用ドラムハウジング	ケーシングと 3 つのドラムからなるコンバイン用のドラムハウジングにつき、収穫機及び脱穀機の部分品として第 8433.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8467.19 号	空気圧剪定ばさみ	圧搾空気によって作動する剪定ばさみにつき、その他のニューマチックツールとして第 8467.19 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8517.70 号	導電性強化カバーガラス	タッチスクリーン式携帯電話用の導電性強化カバーガラスにつき、電話機の部分品として第 8517.70 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8536.90 号	パッチパネル	スチール製キャビネットと共に提示されるパッチパネル（50 ポート（音響用））について、その他の電気回路の接続用の機器として第 8536.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8714.10 号	ラジエーター	モーターサイクル用のラジエーターにつき、モーターサイクルの部分品として第 8714.10 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 9403.20 号	スチール製キャビネット	パッチパネル等の収納用のスチール製キャビネットにつき、その他の金属製家具として第 9403.20 号に分類（通則 1 及び 6）。